

# 資料10

日医発第1063号(健I)  
令和6年9月19日

都道府県医師会  
学校保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺弘司  
(公印省略)

## 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し別紙の通り周知した旨、本会あて事務連絡がありました。

この度、健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡等の趣旨が徹底されていないと思われる事案が生じたため、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項として取りまとめられたものです。

あわせて、文部科学省と本会が協力して、学校医に健康診断の目的や学校医の役割等について説明するためのリーフレット別添を作成しました。リーフレットは下記ホームページ上からもダウンロードできますので、学校医と学校の健康診断についての共通理解等にご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

(リーフレット掲載ページ)

URL: <https://www.med.or.jp/doctor/school/>



# 学校健康診断実施上の留意点



## 学校医 / 教育委員会・学校共通

### 学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

### 学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 1 身長及び体重                   | 2 栄養状態            |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力          |
| 5 眼の疾病及び異常の有無              | 6 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無          | 8 結核の有無           |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無             | 10 尿              |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u>    |                   |

#### 《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>





## 学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること



## 教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
  - ・健康診断の判断基準や留意事項
  - ・事後措置の進め方
  - ・未受診者への対応
  - 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること  
その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

(出典)「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について(通知)」

(令和6年1月22日 5初健食第13号)



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること